



<https://aistwu.sakura.ne.jp/>

コロナ禍の酷い懲戒

第21期書記長 小口治久

年明け早々衝撃的な懲戒事例が迷い込んできました。コロナ禍のフランス渡航中に帰国困難となった研究者(以降Aさんと呼びます)が、所から受けたのは支援では無く3ヶ月出勤停止の懲戒処分でした。

長期海外渡航で利用していた寮の解約がコロナ禍で出来なくなりましたが、所側はその費用を支払おうとせず、研究者の責任と押し付け自費での支払いを強要しました。何度も交渉を試みましたが、所側はその対策に非協力的な態度を取り続けました。このため、やむを得ない事情で不本意な自費によるフランス渡航が行われたものです。やむを得ない事情における海外不在時の寮費に対する科研費での支払いは認められており、他の研究機関等ではコロナ禍でも公費出張で寮の解約と引越しを行えています。

1. 懲戒の内容

「**正当な理由なく最低41日間、勤務を欠いたことが判明した**」事が「国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則第56条第1項第2号、第3号及び第15号に違反する」ため「懲戒を行わないと、産総研の秩序が保てなくなる」とし、Aさんを産総研は懲戒処分3ヶ月の出勤停止（無給）としました。しかし、この期間には、政府のコロナ感染防止対策方針に基づいて所が命令した帰国後14日間の自宅待機が含まれています。

2. 合理性・相当性の原則を無視した懲戒

懲戒が懲戒権の濫用とならない為には、「**事案の背景や経緯、情状酌量の余地等を考慮して、必要のない処分や、重すぎる処分であってはならない**」とする懲戒に対する合理性・相当性の原則を満たしている必要があります。しかしながら、本件はこの原則を無視した懲戒であると言わざるを得ません。労使交渉の場において、所側は「**欠勤に至る背景は考慮する必要がなく、懲戒は欠勤した事に対して下した**」と労組側に明言しています。

Contents

1. 懲戒の内容
2. 合理性・相当性の原則を無視した懲戒
3. 労基署の勧告に所側は自己矛盾した弁明（二重処分禁止の原則にも反している疑い）
4. 渡航に至る背景1：フランス渡航延長が認められていた
5. 渡航に至る背景2：コロナ禍による突然の方針転換
6. 渡航に至る背景3：寮費の個人支払いと私事渡航
7. 帰国が遅れた理由：本人がフラフラしていたから（所側の主張）では無い
8. 多重処分の疑い

3. 労基署の勧告に所側は自己矛盾した弁明(二重処分禁止の原則にも反している疑い)

労基署は帰国後の自宅待機を求められる14日間について、テレワークを認めるべきだと所側に勧告しています。しかし、所側はそれを認めず、“公費渡航を認めていない中の私事渡航を強行した結果で、14日間待機のテレワークは認めるべきでない”と認識している”と答えています。

更に“産総研が対応を考えている中で、本人が勝手に私事渡航に踏み切った、上司などに相談しているのは聞いているが、産総研としては私事渡航を認めていない”と労基署に対して説明しています。これらの弁明は所側が発した通達とは明らかに矛盾した内容です。以下に昨年3月19日付けで所が出した”新型コロナウイルス感染拡大に伴う外国出張の原則禁止等について”から一部を引用いたします。

“4. 真に止むを得ず外国出張又は私事渡航する場合、帰国後2週間は、1自宅待機(テレワークとする。年次有給休暇の取得も可能。)”

総務本部は、帰国後2週間は1自宅待機(テレワークとする。)と命令しています。帰国後2週間のテレワークを認めない、しかも、出勤を認めないとするならば**2週間の出勤停止処分**と取れます。

この様な手順を踏まない勝手な懲戒処分が許されるのでしょうか。この処分に加え、今回の**3ヶ月の出勤停止**を下すのは**二重懲罰**となってしまいます。先ほど説明した懲戒が懲戒権の濫用とならない為の原則とは7つあるのですが、その中には“**同一の事由に対して2回以上の処分を科すことはできない。(二重処分禁止の原則)**”というものがあります。後ほど説明しますが、本件は多重処分の様相を呈しており更に疑問があります。

4. 渡航に至る背景1：フランス渡航延長が認められていた

フランス渡航に至る背景を説明いたします。

今回の懲戒対象者であるAさんはJSPSの科研費を獲得し、フランスの研究所に昨年3月末までの1年間の滞在期間で渡航していました。更に半年間の延長を申請し、ユニットおよび所属領域内の了解を得ていました。事実所側は源泉徴収の為の手続きとして3月3日付で出張命令書を作成し税務処理に関する手続きを税務署に行なっており、この時点で対外的にもAさんの海外渡航延長を認めていたのです。

当初1年間(2019年4月～2020年3月)の予定でありましたが、2019年12月頃より、渡航延長の相談を上司に行い、3月中には国内に戻っていることとの指示を受けておりました。

予定では、**3月中に一時帰国し、5月に再渡航し半年間フランスの研究所に滞在することになっていた**のです。長期滞在ですので、スーツケース1つでホテルに滞在するのではなく寮に入り現地で生活しています。寮の解約は海外からの引越しを意味しており準備が必要な作業です。Aさんは2月に入り上長から半年の出張延長を許可されVISA延長の手続きを進めています。これはAさんの独断でできる手続きでは無く産総研の許可があって行われた手続きです。上長にも寮の借り上げについて相談し、解約せずに借り上げる方針を所側と共有されています。

5. 渡航に至る背景2：コロナ禍による突然の方針転換

2020年3月3日時点で確定し所側も準備を進めていた海外渡航延長に暗雲が漂うのは2週間程度がすぎた頃です。3月17日(火)の段階ではイタリア等8カ国を除いては渡航禁止国に指定されておらず、フランスもこの時点では渡航禁止ではありませんでした。総務本部が上述の渡航禁止に関わる命令を発したのは3月19日(木)です。Aさんの一時帰国は現地22日発、日本23日着の行程ですので、19日の夕刻(翌日は祝日)に発出された渡航禁止の情報を得て即座に寮を引き払い引越しを決める等の対策を取るのは実質的に不可能です。

再渡航は5月の予定ですので、帰国後の上長との相談でも様子を見て渡航できれば良いとAさんは考えた様ですが、寮の解約が実質的な引越であり期間的に難しい事であった事からも間違った判断とは思いません。また17日にはコロナ禍の影響でフランスでの寮の解約手続きが行えなくなっていた事も重要です。

後述の様にコロナ禍における状況の変化を読めなかった事例を問題視した所側の供述があります。この様な際に後付けで自分は全てを予測できた、**予測出来なかったのは考えが甘い**と言った事を述べる、過去専門予言者が現れます。当然過去の予言しか出来無い揚げ足取りである事は明白です。残念ながら本件にかかる労使交渉の場において、所側の代表は本人の認識が甘かった等とコメントを出しています、恥ずかしい限りです。

6. 渡航に至る背景3：寮費の個人支払いと私事渡航

Aさんは、当時の渡航延長に関する申請の進捗状況から**寮の借上継続を選択**しました。

帰国前に渡航延長がなくなる様な予言は出来るものではなく、退寮してフランスからの引越作業を選択肢に入れる事は難しかったと考えます。これは個人の判断だけではなく上長との相談の上で判断した事です。寮費の自費払いは継続されており大きな負担が残ってしまいました。この為、寮費の公費払いと、寮解約と引越作業の為のフランス一時渡航の願いを出すことになりました。コロナ禍の非常事態にも関わらず、所は寮の借上費用を公費で支払う事は出来無いとAさんの上司に連絡します。

今現在でもコロナ禍における、やむを得ない事情に配慮した「柔軟な対応」を行わない方針であり、「出張命令のない場合」の家賃の支払いは行えないとしています。**月10万近い寮費を個人で支払えと通達**してきたのです。Aさんは、海外渡航の資金元であるJSPS科研費担当者に電話で、寮借り上げ、荷物を置いたまま一時帰国した現状を相談し、科研費ルールとしては、所内ルールで認められれば、基金を用いた寮費支払いに加え、海外渡航が可能との話を聞いています。他にも同様の事態に見舞われた方はいるのですが、他機関では問題なく解決されているのです。

Aさんは**フランス寮の管理会社と引越業者に代理人による寮の解約と引越が出来ないかを確認しましたが結果は不可**とされてしまいました。寮を解約する方法は本人が渡仏するしかなくなってしまったのです。更に、やむを得ない事情においては、本人が滞在していない間の寮費もJSPSの予算で支払いが可能です。それにも関わらず、**所側は科研費での支払いを認めず、個人の支払いを強要している**のです。資金配分機関が認めた柔軟なコロナ禍の対応に対し、「ローカルルール」である所内ルールを優先し3ヶ月の懲戒に加え更なる懲戒とも取れる自費負担を強いているのです。

7. 帰国が遅れた理由：本人がフラフラしていたから(所側の主張)では無い

Aさんは寮の手続きが開始される9月早々に寮の解約手続きと引越の作業を行おうとしました。この為、2週間の自主隔離を考慮した行程で、8月半ばに出国しています。所側はこの自主隔離すら非難する発言をしています。手続きは寮だけではありません、携帯電話等の現地での解約手続きもあるのです。すべての解約手続き、荷造りと発送の手配を済ませる事ができたのは9月の半ばとなってしまいました。帰りのフライトを確認する為空港カウンターとのやり取りを行った際に不測の事態を知らされます。

当初コロナ禍を考慮してVISAは10月まで延長されておりました。フランス側のコロナ情勢が不安定になった影響で、9月半ばの時点で期限が突然切られてしまっており、確認と延長申請を助言されたのです。事実この後パリ市庁舎は混乱しており、朝から1日中並んでも手続きが行う事が出来ない状態になりました。この為、出国が制限されてしまったのです。所側は、これらの要因について知っているにも関わらず、**欠勤に至る理由として考慮する必要は無い**と発言しています。2週間の自主隔離がなければ間に合っていた、本人が勝手にフラフラしていたのが原因と断じています。あたかも観光の為に出国を遅らせていたかの様な誤解を産む発言をしています。8月は寮管理業務を含め多くのフランス内の業務が休暇期間である常識を知ら無いのでしょうか。

又、所はVISA無しで帰国できたはずであるという可能性を理由に、VISA入国のAさんがVISA無し帰国しなかった事を責めています。この様な事をすればブラックリストに乗ってしまう様な事態です。まるでAさんが、コロナウィルス状況下でフランスに喜んで滞在しフラフラしていたかの様な扱いをしているのです。この様な身勝手な観光でもしていたかの様な発言は労基署への説明でもされていた様です。

8. 多重処分の疑い

本件が**コロナ禍の不測の事態**で見舞われた、研究者にとって不幸な事案である事は説明の通りです。そもそも所側が対応していれば私事渡航は必要なかった事例です。事例だけを取って懲戒を下す事は懲戒権の濫用である事は説明しました。更に本件では多重に懲戒を適用した疑いがあります。

JSPSは、コロナ禍を理由に最終年度に延長した基金に再延長を認める措置を定め、昨年10月22日にJSPS理事長から各機関の代表者に通知しています。本件の予算も延長を勧められておりましたが、所側は認めようとせず、手続きを阻害する様な態度に出ました。

外部の方からも申請が進んでいない事を知り、多重処分の疑いがあると危惧された意見を頂いています。まさか懲戒が明けた後、この予算を使った研究が出来無いという事にはなら無いと思いたいのですが、産総研の通例を見ると**懲罰的に研究現場から外している**と**取れる事案**ばかりが目につきます。懲戒は既に下されていますので、多重の懲戒を下さ無い様に所側に強く訴えたいと思います。最も既に多重の懲戒と取れなくも無い事態ではあるのです。そもそも懲戒処分自体を取り下げるべきだと考えます。

この記事は完全版をgoogle フォームズにてご覧いただけます。

<https://forms.gle/5hBtJ1DwXVo4wtMz9>

